

平成28年7月13日

各 位

会社名 TONE株式会社  
代表者名 取締役社長 松村 昌造  
(コード 5967 東証第二部)  
問合せ先 管理部長 井上 昌良  
(TEL 06-6649-5967)

## 監査等委員会設置会社移行後の役員人事、ならびに定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月27日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、平成28年8月30日開催予定の第81回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。

これについて、本日開催の取締役会において役員人事の内定、ならびに本定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 役員人事について

#### （1）取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者

氏名	新役職名	現役職名
佐藤 憲史	取締役会長	代表取締役会長
松村 昌造	代表取締役社長	同左
矢野 大司郎	常務取締役 営業本部長	同左
平尾 昌彦	取締役 河内長野工場長、製造部長、品質保証部長	同左

※佐藤 憲史は、新たに代表権を有さない取締役会長に就任します。

#### （2）監査等委員である取締役候補者

氏名	新役職名	現役職名
西岡 求	取締役 監査等委員（常勤）	常勤監査役
粕井 隆	社外取締役 監査等委員	社外取締役
松井 大輔	社外取締役 監査等委員	社外監査役

(3) 退任予定監査役

氏名	現役職名
山上 和則	社外監査役

(4) 異動日

平成28年8月30日

2. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するため、監査役会および監査役に関する規定の削除、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、ならびにその他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成28年8月30日

定款変更の効力発生日 平成28年8月30日

以上

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 (条文記載省略) (機関)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機関)
第 4 条 (条文記載省略) (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>	第 4 条 (現行どおり) (1) 取締役会 <u>(2) 監査等委員会</u> (削除) <u>(3) 会計監査人</u>
第 5 条 (条文記載省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条～第 11 条 (条文記載省略)	第 6 条～第 11 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 12 条～第 17 条 (条文記載省略)	第 12 条～第 17 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第 18 条 当会社の取締役は、10名以内とする。 (新設) (選任方法) 第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文記載省略) 3. (条文記載省略) (任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設)	第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第 18 条 当会社の取締役 <u>（監査等委員である取締役を除く。）</u> は、10名以内とする。 <u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (選任方法) 第 19 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u> 、株主総会において選任する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (任期) 第 20 条 取締役 <u>（監査等委員である取締役を除く。）</u> の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 (条文記載省略)</p> <p>2. (条文記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p><u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任の決議の効力は、当該選任のあった株主総会の決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p><u>3. 前二項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
---	--

<p>(新設)</p>	<p><u>(取締役会の決議方法)</u></p> <p><u>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2. 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わことができない。</u></p>
<p><u>第25条～第26条</u> (条文記載省略)</p>	<p><u>第26条～第27条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(報酬等)</p> <p><u>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p><u>第28条～第29条</u> (条文記載省略)</p>	<p><u>第30条～第31条</u> (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(監査等委員の権限)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会は法令の定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

(新設)

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(新設)

(監査等委員会の決議方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

(新設)

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(員数)

(削除)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

(削除)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

(削除)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

第38 条～第41 条 (条文記載省略)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

第 6 章 計 算

第37 条～第40 条 (現行どおり)

(新設)

附則

(新設)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、第81回定時株主総会終結前の行為に関する会社法  
第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の  
損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によ  
って免除することができる。

以上